

2005/06/22

## 参与員制度の導入に伴う問題点について

全国難民弁護団連絡会議

### 1 東京入管からの要望

- (1) 口頭意見陳述の機会（参与員に対する）＋参与員による審尋
- (2) 難民調査官のインタビュー（行政不服審査）については明示していない。  
それどころか、このインタビューをする気配がない。

### 2 今まではどうだったのか？

- ① 一次難民認定手続には弁護士立会いが認められない
- ② 一次の資料をみることはできなかった
- ③ ほとんど結論に等しい簡略な理由付け

以上の状態で、難民調査官によるインタビューを全部について実施  
その上で、当該案件に関するまとめをして意見書・補充証拠を提出する  
しかも、異議段階の難民調査官は、③の不認定理由についてその内容を  
説明できなかった。

つまり、今までは「異議申出」手続とはいえ、結局「不認定処分」とい  
う結論に対する異議であって、「不認定理由」に対する異議ということに  
なっていなかった。

それでも、問題があると認識しつつも、時間をかけた難民調査官による  
インタビューとその後のまとめの作業でこなしてきた。

### <今回の東京入管の要望の意味するところ>

#### 1 実質的な後退

(2)の難民調査官のインタビューを実施しないままに(1)の参与員参加の  
口頭意見陳述と審尋を実施するということは、「不認定処分」という結論  
に対する異議をやみくもに（どこに不認定の理由があるかを認識できない  
ままに）、しかも短い時間で述べよというに等しい。

参与員参加の制度を創設して、その参与員に対して口頭による意見陳述  
をする機会と審尋を受けることは非常に重要である。

しかし、これまでの運用（一次手続の証拠をみることもできず、不認定  
理由も簡略）のままでは、どこに問題点があるのかを認識できないままに、  
参与員に意見を述べることになってしまう。これまで同様の時間が確保さ  
れなければ、到底申請者の難民性を説明することはできない。

#### (2) 参与員制度導入に伴う改善の方向性について

短時間で充実した口頭意見陳述と審尋を行うためには、これまでの運用  
の前記①乃至③の改善が不可欠である。短期的には②は絶対に改善が必要

であり、③は今後のケースについて直ちに、①（弁護士立会）については今後の課題としてもよい。

②③の改善のないままの、異議申出手続は非常に無駄な労力を用いることになる。

また②③の改善のない異議手続はそれ自体として適正なものとは言いがたい。難民認定は申請者のまさに生命身体の安全という非常に重要な利益にかかわる問題であり、その判断の過ちは重大な結果を引き起こす。その過ちを回避するためには、申請者に対して認定機関が不認定とする際に、申請者の主張のどこに疑問を持っているのか、なにを持ってマイナスの判断の要素としているのかを申請者に示さなければならない。これが「釈明の機会の保障」と言われており、これが異議の段階において一層明確に意識される必要がある。かかる釈明の機会の保障のない手続は適正とはいえないとされているのである。上記②③の改善のないままの手続はまさにこの釈明の機会の保障という観点からも看過しがたく、適正手続の保障を害するものである。

当然、参与員には申請者が不認定とされた理由の説明とともに資料が渡っているはずであるが、その参与員の問題意識をまったく認識できないままに口頭陳述せよというのは一方的であり不公正である。

そこで、現在、全難連では下記の申入れを法務省に対して行い、協議をしているところである。（次回協議は24日）

### 3 法務省の参与員制度の導入に伴う責任体制そのものの問題点について

#### 申入の趣旨

- 1 難民不認定処分の理由を具体的・詳細に通知書において記載されたい。理由において、①難民認定申請に至る経過、②引用した証拠、③認定した事実、④法令の適用について、格別に論じ、具体的、詳細に記載されたい。
- 2 難民認定申請において、処分庁において参照された証拠等の書類その他の物件（難民認定申請人の提出にかかる証拠等の書類を含む）を、異議申立人（及びその代理人）に対して、申述書提出期限の少なくとも2ヶ月までに開示されたい。
- 3 難民認定申請における代理権を保障されたい。
- 4 3を認めないのであれば、
  - 1）証拠書類・証拠物の提出期限は、少なくとも異議申立日より3ヶ月とされたい。
  - 2）申述書の提出期限は、上記証拠の開示ののち少なくとも2ヶ月後とされたい。